

令和5年第3回臨時会

古平町議会会議録

第3回古平町議会臨時会 第1号

令和5年5月31日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第27号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第28号 工事請負契約の締結について
〔観光交流センター建設工事〕

○出席議員（9名）

議長10番	堀	清	君	1番	工	藤	澄	男	君			
	2番	寶	福	勝	哉	君	3番	中	村	光	広	君
	4番	高	野	俊	和	君	5番	真	貝	政	昭	君
	6番	梅	野	史	朗	君	7番	堀	澤	理	恵	君
	9番	佐	藤	未知	時	君						

○欠席議員（1名）

8番 山口 明生 君

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君						
副	町	長	奥	山	均	君						
教	育	長	三	浦	史	洋	君					
総	務	課	長	細	川	正	善	君				
企	画	課	長	人	見	完	至	君				
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君			
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君		
産	業	課	長	岩	戸	真	二	君				
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君		
会	計	管	理	者	関	口	央	昌	君			
教	育	次	長	本	間	克	昭	君				
町	立	診	療	所	事	務	長	細	川	武	彦	君
幼	児	セ	ン	タ	ー	所	長	三	浦	卓	也	君

総務係長 松浦亮介君

○出席事務局職員

事務局長 白岩豊君
議事係兼総務係 澁谷久美君

開会 午前 9時55分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。8番、山口議員につきましては入院中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和5年第3回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番、中村議員、4番、高野議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月31日の1日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日5月31日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和4年度令和5年2月分、3月分、4月分、令和5年度4月分例月出納検査結果、令和5年北後志消防組合議会第1回臨時会議決結果、令和5年第1回後志広域連合議会臨時会議決結果の3件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第27号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第27号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第27号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

議案1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,329万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,739万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。なお、議案の2ページ、3ページが今申し上げた歳入でございまして、4ページ、5ページが歳出でございます。

以上の第1表が地方自治法で定められた議会での議決事項でございます。

それでは、第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第27号説明資料を御覧ください。今回の補正につきましては、昨今の物価高騰などに伴い国から臨時交付金等が配分されることから、その対策事業を予算計上するための補正でございます。歳出から説明いたしますので、まずは4ページ、5ページお開きください。予算科目の款項の項ごとにご説明いたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に5,185万円を追加し、11億4,235万4,000円とするものでございます。隣の5ページに今回の物価高騰対策の事業を計上してございますが、詳しくご説明するために6ページ、7ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業内容一覧表ということで6本の事業を掲載してございます。交付金の名称にコロナウイルスとございますが、電気料、燃料、物価等の高騰に伴う対策事業に充てるための交付金でございます。交付限度額といたしましては、国から配分されるのは4,306万2,000円でございます。そのうち推奨事業メニューで2,397万5,000円、下の表の事業番号の1から5までが推奨事業でございます。もう一つ、重点交付金、低所得世帯支援枠として1,908万7,000円と、これは事業番号6でございます。

それでは、内容をご説明いたします。まず、事業番号1、課税世帯支援事業ということで、物価高騰の影響を受けている課税世帯に対して1万円給付する事業でございます。事務費も含めまして事業費としては851万2,000円を計上してございます。

事業番号2、水産加工用燃油等価格高騰対策支援事業ということで、物価高騰の影響を受けている水産加工業者に対して経済的支援を行う事業でございます。今回は、従業員数に応じて支援を行います。個人事業主には10万円、法人で従業員が10人以下には20万円、50人以下には30万円、100人以下は50万円として、事業費として230万円計上してございます。

続いて、事業番号3、漁業用燃油等価格高騰対策支援事業といたしまして、物価高騰の影響を受けている漁業者、漁船所有者に対して経済的支援を行う事業でございます。漁船のトン数に応じて経済的支援を実施いたします。3トン未満が5万円、3トンから5トン未満が10万円、5トンから10トン未満が15万円、10トンから20トン未満が30万円ということで、事務手数料も含めまして592

万7,000円の事業費を計上してございます。

続いて、7ページ御覧ください。事業番号4です。プレミアム商品券発行事業ということで、物価高騰の影響を受けている家計等を支援することを目的として、商工会が実施する事業に対して補助いたします。発行額3,000万円、そのうちプレミアム率30%の900万円に対して町で補助いたします。事務費も含めて事業費としては935万円を計上してございます。

続いて、事業番号5です。農業用資材等価格高騰対策支援事業ということで、物価高騰の影響を受けている農業者に対して経済的支援を行う事業でございます。個人については5万円、法人10万円を予算計上し、トータル55万円を計上してございます。

6番目、事業番号6です。低所得世帯支援事業ということで、住民税が非課税世帯に対して3万円の給付金を給付する事業でございます。事務費も含めまして2,521万1,000円を計上してございます。なお、先ほどの説明でこちらの重点交付金、低所得世帯支援枠につきましては、国から1,908万7,000円とご説明して、ここで計上している2,521万1,000円よりも少ないのではありませんが、後ほど差額が精算されることになってございます。

それでは、4ページ、5ページにお戻りください。5ページ上段です。今ご説明した対策事業を節の科目ごとに計上してございます。

続きまして、4ページ下段、3款民生費、2項児童福祉費、既定の予算に144万4,000円を追加し、5,518万7,000円とするものでございます。こちらの事業につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金ということで、低所得世帯の子育て世帯に対して1世帯当たり5万円を給付する事業でございます。6月下旬からの事業開始を現時点では予定してございます。

以上が歳出でございまして、さらに1ページ戻っていただきまして、2ページ、3ページ御覧ください。ここからは歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に4,450万6,000円を追加し、3億5,753万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、今歳出で説明した対策事業に対しての地方創生臨時交付金として4,306万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金として事務費と事業費合わせて144万4,000円を計上したものでございます。

続きまして、17款繰入金、2項基金繰入金、さらには19款の諸収入、4項雑入でございしますが、こちらにつきましては歳出でご説明した事業費の総額と今ご説明した国補助の入ってくるお金の差額につきまして財源調整として計上したものでございます。財政調整基金繰入金として800万円、さらにはその他収入として事業費の端数の財源調整として78万8,000円を計上してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 歳出のほうの5ページになりますけれども、主に地方創生臨時交付金の負担金、補助及び交付金です。約5,000万と。歳入のほうで国からのほうが4,300万何がしと、それと古平町の財調からということで、これを支出に当たって国と自治体との間で負担割合というのが何かしら取決めがあるのでしょうか。それとも、歳出のほうで独自策でこういうことになっているのか、その説明をお願いします。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員のご質問にお答えします。

まず、国と町のほうで負担割合があるのかということでございますが、負担割合はございません。国のほうで様々な計算からこの4,300万というふうに算出しております。それに合わせて古平町の実態を考えまして事業を制度設計したところ足りなくなっていて、800万円財調を取り崩すということでございます。

○5番（真貝政昭君） そしたら、予算説明の資料の6ページ、7ページがありますけれども、これの単価の出し方といいますか、それは独自の考え方で出されたという理解でよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 6ページ、7ページに6本の事業を計上しておりますが、6番目につきましては国から示された事業で、1番から5番につきましては古平町の実態を考えまして制度設計した事業でございます。

○4番（高野俊和君） 課長、ざっくり聞きます。今回のこの国、町の補正で一般の課税世帯の人は、ざっくり1万円、それと非課税世帯の人は3万円、それプラス子育て世帯の人は国から5万円、8万円ですね。金額としては今並べた順番で間違いないですか。

○総務課長（細川正善君） 高野議員がおっしゃったの途中ちょっと聞こえなかったもので、私からもう一度ざっくりご説明いたします。

課税世帯につきましては1万円、非課税世帯につきましては3万円、子育ての非課税世帯につきましては5万円ということでございます。

なお、今私たちが仕入れている情報では、課税世帯のうち均等割のみの世帯につきましては町とは別に北海道のほうから支援があると聞いてございます。

○4番（高野俊和君） 非課税世帯の人は3万円ですよ。そして、子育て世帯の人はそれプラス5万円という考え方でよろしいのですか。

○総務課長（細川正善君） その考えでよろしいです。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第28号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（人見完至君） ただいま上程されました議案第28号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、観光交流センター建設工事について工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、記といたしまして、1、工事の種類、観光交流センター建設工事。2、契約金額、5億1,920万円。3、契約の相手方、古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。4、工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。5、契約締結の時期、令和5年度。

なお、本件の入札経過につきましては、別冊で配付済みの指名競争入札結果報告書によりご確認をお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） この建設工事は、2か年にわたって行われるという前の説明がありました。それで、予算なのですけれども、令和4年度のやつと令和5年度のやつというあれだったか、令和5年度と令和6年度にまたがっていくのかという確認がまず第1点です。

それと、入札は5者指名して、3者が辞退と。2者の最低額のほうで落札ということなのですが、契約が時期が令和5年度となっているのですけれども、金額がこのように確定しているのに、令和5年度の契約というのは一体どういう理由からなのか。それと、令和5年度というふうに書くのであれば、契約完了の期間というのが令和5年度から令和6年度にまたがってという書き方になると思うのですけれども、なぜこういう書き方になったのか、これが2点目です。

それと、工事請負代金の支払い方法なのですけれども、金額が確定しているので、契約前の前渡金の支払いの制度があります。この制度に従えばいつの時期に前渡金が支払われるのか、またその金額は幾らなのかということです。これが3点目です。

それから、4点目なのですけれども、昨今の資材の高騰が全く見当がつかない中でこのように金額が確定された入札を業者は落札をしたわけです。場合によっては、高騰の内容によっては動く可能性がありますけれども、この契約の定めるところによって支払い方法とかあるのですけれども、何らかの制限というか、枠というのがこの契約内容の中に含まれているのでしょうか。工事金額の何割程度までは議会の議決得ることなく専決処分で作るだとか、そういう類いどのようになっているのか伺いたいと。

○議長（堀 清君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（人見完至君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目が予算の関係で、令和4年度から5年度なのか、5年度から6年度なのかという予算のお話があったと思うのですが、それについては第1回の定例会で補正を上げさせてもらって、これについては5年度から6年度という予算の中で契約を進めさせていただきたいと考えております。

次に、契約の締結の時期という議案に書かれている時期のことなのですが、これにつきましては契約締結の時期ですので、締結については今この議案を議決していただいたとしたらその後締結するので、締結の時期としては今年度中に締結するという意味での5年度という記載でございます。

あと、前払い金関係につきましては、業者から請求ないとお支払いできないのですが、請求があってからうちの約款の中で書かれているのは、全体の金額の40%までが上限であって、それで上限が1億です。今回40%で計算するとその上限に当たりますので、上限は1億ということでございます。

設計変更等につきましては、今条例で規定している2割の増減につきましては、今の地点でいきますとその条例がありますので、変更があった場合はその2割の範囲であれば専決処分させていただきたいなというふうには考えております。

○5番（真貝政昭君） 最後の条例の件については、みなしを求めていますので、それは検討していくべきだというふうに思っております。

それで、工法が確定しているのですが、その前提で聞くのですけれども、この工事は地耐力調査、地盤調査、それは済んでいるのですか。くい打ち工法になるのかどうかという確認と、それから打つとすれば何メートルまでのくいの長さなのか、分かれば伺いたいと。

○企画課長（人見完至君） 地盤調査につきましては、今ちょっと詳しい資料がないのですけれども、令和元年度に周辺の地質調査をしております。その結果を踏まえて今回この設計に生かしております。

くいにつきましても、メートル数までちょっと押さえていないのですが、二十数本を打って施工する予定でございます。

○5番（真貝政昭君） ちなみに、先ほどの入札の件ですけれども、辞退者が3者出て、2者ということだったのですけれども、これ1者になった場合は、成田町長におかれましてはどのようなその後の対応といたしますか、取られるのでしょうか。古平町としての対応になるのですけれども、一般的には競争にならないので、一旦解消して再指名入札なのか、それとも一般競争入札という手段になるのか、その辺の対応といたしますか、何か決まっていますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 今回の入札の関係で、最終的には2者だったのですが、最終的にもう一者辞退して1者のみの入札の場合の執行はどうかという質問に対してですが、本町にしましては指名競争入札で1者であっても入札は執行いたします。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 4回目です。どうしてもというのであれば。

○5番（真貝政昭君） 1者であれば競争にならないという考え方があります。今の説明だと、辞退者が4者であっても1者の数字で通すというのは成り立たないのではないかというふうに思っているのですが。

○建設水道課長（高野龍治君） 1者であっても、応札に関しましては予定価格というものが設定されていまして、それに応じた額に、額を超えている場合は当然落札となりません。なので、1者であってもその予定価格以下であれば応札が可能ということで、本町はそういった形で入札を執行しております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時33分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員